

奥州市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月29日

奥州市監査委員 千 田 永

奥州市監査委員 千 葉 洋 一

奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 令和元年6月17日から20日まで

本監査 令和元年7月4日

(2) 監査の対象とした部課等名

医療局

経営管理部、総合水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所及び衣川歯科診療所

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における財務等に関する事務の執行。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
経営管理部	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
総合水沢病院	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
まごころ病院	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
前沢診療所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川診療所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川歯科診療所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

まごころ病院

サービス事務において、時間外勤務命令簿に記載誤りがあるなど時間外勤務命令に不備があるものが5件、年次休暇請求処理票に記載誤りがあるなど年次休暇申請手続きに不備があるものが4件、退職願の承認手続きがなく臨時的任用職員の任用手続きに不備があるものが1件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。